

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する告示案の概要

令和7年7月
農林水産省

I 趣旨

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行により、

- ① 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）の題名が、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改められること
- ② 法第7条第1項に規定されていた、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）による資金の貸付けの業務が、改正法による改正後の法において第15条第1項に規定されること
- ③ ②の資金の貸付対象者が認定安定取引関係確立事業、認定流通合理化事業、認定環境負荷低減事業又は認定消費者選択支援事業（以下「認定安定取引関係確立事業等」という。）を行う中小企業者へ改正されること

等に伴い、平成3年7月31日大蔵省・農林水産省告示第5号（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金。以下「告示」という。）について、所要の改正を行う。

II 概要

法第7条第1項において、公庫が、食料の安定供給の確保等に資する長期かつ低利の資金のうち、農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けを行う事ができる旨を規定しており、当該農林水産大臣及び財務大臣の指定する資金は、告示において規定されている。

今般、改正法の施行に伴い、法の題名及び定義が改正され、条項ずれが発生することから、告示で引用している法の題名及び定義を改めるとともに、告示で引用している条番号の手当てを行う。

また、貸付対象者が認定安定取引関係確立事業等を行う中小企業者へ改正されることに伴い、

- ① 農林漁業者が貸付の対象外となったことから、農林水産物の生産や農林漁業に関連する事業に必要な資金を貸付けの対象から除外
- ② 食品等事業者が単体で認定安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金も貸付けの対象となるよう拡充

するため、告示について所要の改正を行うこととする。

III 施行期日

改正法の施行の日（令和7年10月1日）